

議案第 7 号（協議案件）

是正の要求の指示に関する対応について

標記の件について、平成26年3月14日付けで文部科学大臣より地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の5第4項の規定に基づき、竹富町に対して、その違反を是正するため必要な措置を講ずべきことを求めたことを通知するほか、沖縄県教育委員会に対して、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条の規定に基づき、域内の市町村教育委員会が行う教科書採択に関する事務について適切な指導を行うよう求める通知文書が発出されている。

当該文書の内容を踏まえ、今後の対応について協議を行う。

平成26年3月19日

沖縄県教育委員会



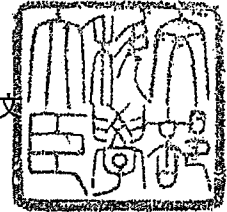
25文科初第1375号

平成26年3月14日

沖縄県教育委員会 殿

文部科学大臣

下村 博文



竹富町教育委員会に対する是正の要求について（通知）

義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号。以下「無償措置法」という。）の規定に基づく事務の執行について、竹富町教育委員会においては、無償措置法の規定に違反していると認められ、このことについては、「竹富町教育委員会の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づく事務の執行について（指示）」（平成25年10月18日付け25文科初第768号）により、貴委員会に対し竹富町に対してその違反を是正するため必要な措置を講ずべきことを求めるよう指示していたところであるが、貴委員会が是正の要求を行わないままに新年度が迫ってきたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の5第4項の規定に基づき、竹富町に対して、その違反を是正するため必要な措置を講ずべきことを別添のとおり求めた。

地方自治法第245条の5第2項の規定に基づく指示を受けた貴委員会は、同条第3項の規定に基づき、竹富町に対して是正の要求を行う法律上の義務を負っているにもかかわらず、現在に至るまでそれを行わなかったことは、極めて遺憾であり、重大な事務の懈怠であると認識している。今回、竹富町教育委員会に対して直接是正の要求を行うこととしたが、貴委員会は、無償措置法第10条の規定に基づき域内の市町村教育委員会が行う教科書採択に関する事務について適切な指導・助言・援助を行う任務を負っているものであり、その責任を十分に自覚し、今回の是正の要求を踏まえ、竹富町教育委員会に対する適切な指導に当たっていただきたい。

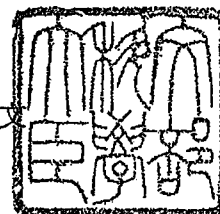
(別添)



25文科初第1375号  
平成26年3月14日

竹富町教育委員会 殿

文部科学大臣  
下村 博



義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づく事務の執行について（是正の要求）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号。以下「無償措置法」という。）の規定に基づく事務の執行について、貴委員会においては、下記のとおり無償措置法の規定に違反していると認められ、このことについては、平成25年10月18日付けで沖縄県教育委員会に対し貴町に対してその違反を是正するため必要な措置を講ずべきことを求めるよう指示していたところであるが、沖縄県教育委員会が是正の要求を行わないままに新年度が迫ってきたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の5第4項の規定に基づき、当該違反を是正するため必要な措置を講ずべきことを求める。

記

無償措置法第13条第4項は、無償措置法第12条第1項の規定に基づいて設定された採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会が協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないと規定している。しかし、貴委員会は、平成24年度に使用する中学校社会科の公民的分野の教科用図書の採択について、無償措置法第13条第4項の規定による協議を行うための組織として石垣市教育委員会、与那国町教育委員会及び貴委員会の合意により設置された八重山採択地区協議会の規約に従ってまとめられた結果と異なる教科用図書を採択し、また、現在に至るまでその採択を変えることをしていない。したがって、貴委員会は、無償措置法第13条第4項の規定に違反している。

無償措置法第3条は「国は、・・・第13条・・・の規定により採択されたものを購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付するものとする。」と規定して

おり、上記のとおり貴委員会は無償措置法第13条第4項の規定による採択を行ったとは認められないことから、その採択に係る教科用図書について、無償措置法による給付ができない状態が生じている。

これまで、文部科学省としては、貴委員会に対し、八重山採択地区協議会の規約に従ってまとめられた結果に基づいて教科用図書を採択するよう指導してきたところであるが、貴委員会においては、依然として無償措置法の規定に違反する状態を是正していない。

貴委員会の教科用図書の採択に係る事務の執行が無償措置法の規定に違反する状態をこれ以上放置することはできず、本文のとおり求めるものである。